

東 温 市 行 政 改 革 大 綱

策定 平成 18 年 3 月 31 日

背景

今日、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、住民の日常生活の広域化、産業構造の変化、情報通信技術（ICT）化の進展、住民の価値観やニーズの多様化等に伴い、大きく変化しています。

一方、地方行政においては、長引く景気低迷に伴う税収の減少に加え、国の三位一体の改革による地方交付税の見直しや補助金の削減、地方分権の推進による国・県からの権限移譲や新たな行政需要への対応など極めて厳しい財政状況の中にあり、今後のわが国は、地方公共団体が主体となって、住民の応分の負担と選択により、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの構築に向けて早期に転換していく必要があります。

このような時代の流れの下に、市町村合併により地方自治体の再編が進み、その規模・能力は急速に拡大しつつありますが、これに伴う広域自治体のあり方の見直しが求められるなど行政の果たすべき役割と機能が改めて問われており、地方公共団体においては、新しい視点に立って、不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、総務省にて「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定されました。本市においても、新しいまちづくりに取り組んでいるところですが、今後より一層行政改革を推進するにあたって、住民、企業等と協働し、また、首長の強いリーダーシップの下に危機意識と改革意識をもって取り組むため、行政改革推進委員会の意見・提言を尊重しながら行政改革の基本的な取組方法を示した「行政改革大綱」を策定します。

基本方針

1. 本市を取り巻く厳しい社会情勢のなかで、複雑・多様化する行政需要に迅速かつ柔軟に対応しつつ、簡素で効率的な行政運営の実現を図るための行政改革を強力に推進します。
2. この大綱は、平成 17 年度から順次実施し、原則として 5 ヵ年計画とします。各項目については、社会経済情勢の変動を勘案するとともに、本行政改革の趣旨を踏まえつつ、行政組織運営全般について、計画策定（Plan） 実施（Do）

検証（Check） 見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき、毎年見直しを行います。

3. 本大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、 から までに掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、平成21年度までの集中改革プランを平成17年度に策定します。
 - 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
 - 民間委託等の推進（指定管理者制度活用を含む）
 - 定員管理の適正化
 - （退職者・採用者数見込みの明示、平成22年4月1日の数値目標）
 - 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
 - （給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
 - 第三セクターの見直し
 - 経費節減等の財政効果
 - 地方公営企業関係
 - その他
4. 行政改革大綱及び集中改革プランの毎年の進捗状況、見直し等にあたっては、随時住民等の意見を反映させるような仕組みを整え、委員会の意見を聴くとともにホームページや広報等を通じて住民等にわかりやすい方法で公表します。

行政改革推進のための重点事項

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・体制整備

事務組織については、従来の国、県等の行政機関との均衡に配慮した縦割り型行政にとらわれず、政策目標に基づき効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があります。

そのため、政策、施策、事務・事業ごとに柔軟かつ機動的に対応し得る事務組織とするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された組織編成としていきます。

政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、組織編成も不断に見直しを行います。

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、以下のように、それぞれの地域の実情に応じ、積極的に推進します。

ア 活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自

治区等の活用等、活動主体との積極的な連携・協力を図ります。

イ 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。

(2) 電子自治体の推進

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化、アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（L G W A N）などの利活用に積極的に取り組みます。

また、既存システムの改善・刷新等、システム全体の最適化を図ります。

(3) 公共工事

公共工事については、地域の実情等を勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組みます。

公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取り組みを進めます。

(4) 出先機関の見直し

市町村合併により住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を総合的に勘案し、出先機関等のあり方を検討するとともに計画的な見直し再編等に取り組みます。

(5) 権限移譲の推進

地方分権型行政システムの構築に向けて、国・県からの権限移譲が可能な事務について、行政サービス向上の観点から、人的、財政的な負担等を踏まえたメリット・デメリットを検討し、受入体制の可能な事務について積極的な活用を図ります。

2. 民間委託等の推進等について

(1) 民間委託等の推進

総務事務を含めた事務・事業全般にわたり、経費削減等メリットが生じるよう委託の可能性について検証し、積極的な民間委託等を推進します。

事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定します。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項等の透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じることとします。

委託した事務・事業について、行政としての責任を果たし得るよう適切な評価等を行うとともに、民間委託等の実施状況については、委託先、委託理由等を公表します。

(2) 指定管理者制度の活用

現在直営で管理・運営しているものを含めたすべての公の施設について、

管理・運営のあり方について検証します。

管理・運営のあり方の検証に際しては、各施設ごとに行政としての関与の必要性、存続、廃止の選択等について、その理由を示した上で住民等に対する説明責任を果たすよう努めます。

公の施設の管理・運営状況については、指定管理者制度導入の場合にはその管理・運営主体を、管理・運営主体者が指定管理者となっていない場合にはその状況を公表します。

(3) PFI手法の適切な活用

PFI手法による事業化にあたっては、事業スキームの設定から事業採算性を図るとともに、事業の安定性の確保に留意しつつ、PFI手法の活用を検討します。

PFI手法を適用する場合には、実施方針、選定結果、契約（直接協定も含む。）及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI事業選定の手続、事業自体の透明性の確保を図るとともにPFI事業者に対する出資及び損失補償は、慎重かつ適切な判断のもとに行います。

3. 定員管理の適正化

(1) 定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組んでいきます。

とりわけ、抜本的な事務・事業の見直し、組織の合理化、職員の適正配置に務めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度導入の検討、情報通信技術（ICT）化の推進、地域協働の取り組み等を通じて、極力職員数の抑制に取り組みます。

(2) 現在55～57歳の年代（いわゆる「団塊世代」）の職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上、様々な手法も活用しながら、計画的な職員数の抑制に取り組みます。

(3) 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表します。

4. 給与の適正化

(1) 職務の各般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の理解が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

(2) 以下の点について、特に重点的取り組みを行います。

高齢層職員の昇給停止、不適正な昇給運用の是正、退職手当の支給率引き下げについては、国に準じて見直しを図ります。

級別職務分類表に適合しない級への格付け、その他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については、必要な是正措置を行います。

特殊勤務手当等手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合致しないものやその支出方法が不適切なものについては、見直しを図ります。

技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用を図ります。

- (3) 合併に伴う給与の不均衡は、これを是正するとともに、給与制度・運用・水準の適正化を図ります。
- (4) 給与改定にあたっては、民間給与等との状況をよりの確に反映しながら決定し、官民較差の是正に努めます。
- (5) 給与等の状況公表
給与等の状況公表については、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すような工夫を行い、住民が理解しやすいような方法で実施します。
- (6) 福利厚生事業
職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施します。
また、人事運営等状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表します。
- (7) 特別職等報酬について
市長等の給料、議会議員の報酬は、第三者で組織する東温市特別職等報酬審議会に諮り、逐次見直しを行います。

5 . 第三セクターの見直し（地方公社の経営健全化）

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、土地開発公社等地方公社の経営改善等について積極的に取り組みます。

6 . 経費節減の財政効果

(1) 自主性・自律性の高い財政運営

自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ積極的に財政構造の改善に努めます。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供する必要性から、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行います。

三位一体の改革における税源移譲や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税徴収率の一層の向上に積極的に取り組みます。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や負担率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めます。

(2) 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経済負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進します。

事業内容により終期設定やPDCAサイクルに沿った見直しを行い、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減していきます。

(3) 公的施設

地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、逐次、統合整備を図ります。

統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公的施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないように適切な対応に努めます。

7. 地方公営企業関係の経営健全化

(1) 現在、公営企業法に基づき供給しているサービスの総点検を行い、民間経営手法の活用等経営のあり方について検討するなど、更なる経営健全化に積極的に取り組みます。

(2) 計画性・透明性の高い企業経営をより一層推進するため、中長期的経営の目標を定めるとともに、財政状況の公表等積極的な情報開示に取り組みます。

(3) 企業職員の給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の理解が得られるよう給与制度、運用、水準の適正化を推進するとともに定員管理についても事務事業の見直し、民間委託等の推進等を勘案し、引き続き適正化に務めます。

8. その他

(1) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要となります。このため、情報公開制度や行政手続制度、パブリックコメント手続制度の積極的な活用などを行うとともに、外部監査制度の導入検討、議会における政策審議の充実等、議会や監査委員などによる監視機能の強化に積極的に取り組みます。

(2) 人材育成の推進

地方分権時代を迎え、本市においても自己責任・自己決定の原則のもとに地

域固有の政策課題に対応していくことが求められており、時代の変化を認識し、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った人材を育成することが重要な課題であります。そのために職員の意識改革はもとより、職員の意欲と能力を引き出す必要性から、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善に取り組めます。